

●香川県告示第288号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成26年7月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

変 更 年月日	事業所（施設）の名称及び所在地		事業者（開設者）の名称 及び主たる事務所の所在地	サービ スの種 類
	変 更 前	変 更 後		
平成25年 9月3日	まんのうケアマネ指 定居宅介護支援事業 所 仲多度郡まんのう町 四條623番地	まんのうケアマネ指 定居宅介護支援事業 所 仲多度郡まんのう町 東高篠1781番地1	合同会社百々加 仲多度郡まんのう町東高篠 1781番地1	居宅介護支 援